

7. 日中活動系サービス

①生活介護

○支援内容

常時介護を必要とする方に、主として昼間において、入浴・食事介護等日常生活上必要な支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

○利用できる人

- ・ 障害支援区分が区分 3 以上である者
- ・ 施設に入所する場合は区分 4 以上である者
- ・ 50歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2 以上（施設に入所する場合は区分 3 以上）である者

○利用手続き・費用負担

（1. 障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。）

○実施事業所

所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。
（最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。）

○窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】1及び4を参照）

②療養介護

○支援内容

医療と常時介護を必要とする方に、主に昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理等含め日常生活上必要な支援を行う。

○利用できる人

長期の入院による医療的ケア及び常時介護を必要とし、以下のいずれかに該当する者

- ・ 障害支援区分が区分 6 以上で、筋萎縮性側索硬化症患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ・ 障害支援区分が区分 5 以上で、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者
- ・ 旧重症心身障害児施設（平成24年4月の改正前の児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。）に入所した者であって、平成24年4月1日以降指定医療介護事業所を利用する上記以外の者

○利用手続き・費用負担

（1. 障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。）

○実施事業所

所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。
（最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。）

○窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】1及び4を参照）

③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

〔機能訓練〕

○ 支援内容

障害者に対し、有期限で理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。

○ 利用できる人

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者

- ・ 施設、病院を退所、退院した者であって、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ・ 特別支援学校を卒業した者であって、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者

○ 利用手続き・費用負担

（１．障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。）

○ 実施事業所

所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。
（最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。）

○ 窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】１及び４を参照）

〔生活訓練〕

○ 支援内容

障害者に対し、有期限で入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。

○ 利用できる人

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者

- ・ 施設、病院を退所、退院した者であって、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ・ 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、生活能力の維持・向上等の支援が必要な者

④ 就労選択支援

○ 支援内容

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う。

○ 利用できる人

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する障害者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している障害者。

○ 利用手続き・費用負担

（１．障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。）

○ 実施事業所

所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。
（最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。）

○ 窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】１及び４を参照）

⑤ 就労移行支援

○ 支援内容

就労を希望する障害者に、有期限で生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

○利用できる人

- ・ 就労を希望し、就労に必要な知識・能力の向上、職場探し等の支援が必要な障害者（65歳未満）
- ・ あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許の取得により、就労を希望する者

○利用手続き・費用負担

（１． 障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。）

○実施事業所

所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。
（最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。）

○窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】 1 及び 4 を参照）

⑥就労継続支援（A型・B型）

【A型】

○支援内容

雇用契約に基づき、就労の機会やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

○利用できる人

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な障害者
- ② 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

○利用手続き・費用負担

（１． 障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。）

○実施事業所

所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。
（最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。）

○窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】 1 及び 4 を参照）

【B型】

○支援内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動、その他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

○利用できる人

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難であって、就労の機会等を通じ、知識・能力の向上や維持が期待される障害者
 - ・ 就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
 - ・ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
 - ・ 上記2つに該当しない者であって、就労選択支援により、就労面に係る課題等の把握が行われている者
- ② 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

⑦就労定着支援

○支援内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での

各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

○利用できる人

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者。

○利用手続き・費用負担

（1. 障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。）

○実施事業所

所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。

（最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。）

○窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】1及び4を参照）

⑧地域活動支援センター（市町村地域生活支援事業）

○利用できる人及び内容

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進等多様な活動の場でサービスが受けられます。

○利用手続き・費用負担

市町村によって異なりますので、お近くの市町村障害保健福祉担当課へお問い合わせください。

○実施事業所

所在地等は【資料編】15地域活動支援センターを参照してください。

（最新の事業者情報は市町村窓口で確認して下さい。）

○窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】1及び4を参照）